

我が国の文化政策の変遷

(戦前)

- ・明治維新後、我が国の近代化の過程においては、先進欧米諸国の制度や技術が盛んに摂取された（文化芸術分野もその一つ）が、江戸時代から文化は庶民が担ってきた歴史があり、明治時代に入っても文化活動の中心はやはり民間であり、政府の関わりは少なかった。
- ・そのような中、大正時代には、宝塚歌劇や資生堂ギャラリーが誕生したり、東京や大阪など大都市を中心に、美術展や管弦楽のコンサート、新劇の上演などが盛んに行われるなど民間の文化活動が伸張した。
- ・しかし、昭和に入り、戦時体制が次第に色濃くなると国民の精神を極端なナショナリズムの方向（我が国文化の優越性の強調、欧米文化の排除）に誘導する手段として文化が活用された面もあった。

(戦後)

- ・昭和21年11月3日に日本国憲法が公布されたが、日本国憲法公布記念式典の勅語において「文化国家の建設」が言及された。
- ・しかし、実際の行政においては、戦前の文化政策への反省もあり、「文化政策」という言葉自体がタブー視され、長らく、基本的に政府は文化に関わらないという考え方が取られた。
- ・1960年代に入り、高度経済成長が始まると、民間の芸術文化団体への補助が行われるようになり、1968年には文部省文化局と文化財保護委員会を統合する形で文化庁が誕生した。
- ・1970年代になると、余暇の増大や高学歴化など経済成長に伴う様々な社会の変化もあり、「モノからココロへ」と言われたように、心の豊かさや精神的な充足を求める傾向や文化志向が高まってきた。また、「地方の時代」、「文化の時代」というスローガンのもと、地方自治体による「文化行政」が始まった。
- ・80年代から90年代にかけては、地方自治体における文化行政が本格化し、各地で公立文化施設の建設が行われたり、広告・宣伝を目的とした民間企業の文化事業が活発になった。また、90年には、芸術文化振興基金と(社)企業メセナ協議会が創設され、官民ともに芸術文化に対する支援の基盤が整えられた。
- ・このように戦後の文化活動は、国・地方自治体と民間が、その時々それぞれが役割を果たしながら行われてきたが、必ずしも明確な政策目標や役割分担が定められていたわけではなかった。（国の文化政策の拠り所となるべき基本法はなし）
- ・国レベルの文化政策の大きな転機となったのは、95年秋に当時の総務庁行政監察局が提出した「芸術文化の振興に関する行政監察結果報告書」であり、その中で、「施策の理念、目標、基本方針の不在」、「芸術文化に行政が関与する必要性、国・地方公共団体と民間との役割分担等総合的観点からの位置づけ」の不明確さ

が指摘された。

- これを受けて、98年には「文化振興マスタープラン」が発表され、さらに01年には、文化芸術振興基本法が制定された。
- 以降、我が国の文化政策の基本方針は、文化芸術振興基本法に基づき、文化審議会での審議を経て、おおむね5年を対象期間とする「文化芸術の振興に関する基本的な方針」として閣議決定されている。(第3次基本方針 H23.2.8 閣議決定)

(参考)

- 1968 文化庁の創設
- 1970年代 「モノからココロへ」「地方の時代、文化の時代」
「文化」をキーワードとした自治体行政の見直し
文化行政の教育委員会から首長部局への移管始まる
- 1975 釧路市文化振興条例制定
「行政の文化化」
- 1980年代 ハコモノ行政の時代
現存ホールが多くがこの時期に整備
東京都(1983)など地方自治体の文化振興条例が増加
- 1988 最初の文化白書「わが国の文化と文化行政」刊行
- 1990 芸術文化振興基金の創設
国費500億円・民間資金100億円の運用益を芸術文化活動に助成
※同年、企業メセナ協議会発足
- 1995 総務庁行政監察局勧告
「政策理念を定めたものがなく、推進体制の位置づけが不明確」と指摘
- 1996 文化庁「アーツプラン21」
従来の芸術文化支援のあり方を再編、芸術創造活動への支援を強化
- 1998 「文化振興マスタープラン」発表
文化庁の役割＝文化領域における諸活動のコーディネーターと位置づけ
- 2001 文化芸術振興基本法制定
文化全般の根拠法としては初
(第2条・基本理念から抜粋)
①文化芸術活動を行う者の自主性尊重
②国民が等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造する環境の整備
③多様な文化芸術の保護及び発展
④地域の人々による主体的な文化芸術活動への配慮、各地域の特色ある文化芸術の発展
- 2001 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(以降第三次まで)
(第3次基本方針の「6つの重点戦略」)
①文化芸術活動に対する効果的な支援

- ②文化芸術を創造し、支える人材の充実
 - ③子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実
 - ④文化芸術の次世代への確実な伝承
 - ⑤文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用
 - ⑥文化発信・国際文化交流の充実
- ・ 2003 地方自治法改正（指定管理者制度の創設）
 - ・ 2012 劇場法制定
 - （第1条・目的から抜粋）
 - 「実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、（中略）国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現ならびに国際社会の調和ある発展に寄与する」

（参考資料）

ネットTAM アートマネジメント事始め

「文化政策入門」（2008年） 講師：伊藤 裕夫（富山大学芸術文化学部教授）